

株式会社 中嶋工業 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和8年 4月1日 ～ 令和10年 3月31日までの 2年間

2 内 容

目標1： 計画期間内に、従業員の育児休業の取得率を次の水準以上にする
男性社員・・・取得率を80%以上にする
女性社員・・・取得率を100%以上にする

<対策>

- 令和8年4月～ 育児休業に関する規定の見直し・整備
- 令和8年4月～ 労働者の育児休業中における待遇や、育児休業給付・産前産後休業など諸制度についての周知
- 令和8年5月～ 育児休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標2： 25歳～39歳の従業員の時間外・休日労働時間を
各月45時間未満とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 行動計画期間開始前後の月平均時間の算出
- 令和8年4月～ 問題点の洗い出し及び役員との共有、目標達成のための取組み検討
- 令和8年5月～ 業務量の見直し・DX化などの業務効率化の取組み実施

目標3： 従業員の年次有給休暇の年間平均取得日数を10日以上とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 年次有給休暇取得状況の実態と問題点の把握
- 令和8年4月～ 年次有給休暇取得推進への実施策の検討
- 令和8年5月～ 年次有給休暇取得推進策の実施